伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成31年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 伊賀市体育施設条例 (平成16年伊賀市条例第254号) の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「第22号」を「第21号」に、「第24号から第26号まで」を「第23号から 第25号まで」に、「第21号」を「第20号」に、「第23号」を「第22号」に、「第27 号から第32号まで」を「第26号から第31号まで」に改める。

別表第1上野運動公園プールの項を削る。

別表第3上野運動公園プールの項を削る。

第2条 伊賀市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「第21号」を「第20号」に、「第23号から第25号まで」を「第22号から 第24号まで」に、「第20号」を「第19号」に、「第22号」を「第21号」に、「第26 号から第31号まで」を「第25号から第30号まで」に改める。

別表第1青山北部公園運動施設の項を削る。

別表第3青山北部公園運動施設の項を削る。

附則

この条例中第1条の規定は平成31年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。